



令和3年7月12日(月) 岐阜県発表資料				
担当課	担当課長	担当係	担当係長	電話番号
農村振興課	板垣慎二	農村支援係	桑原一浩	内線 3174 直通 058-272-8460 FAX 058-278-2698

補助金の不適正受給事案について

県が補助する生態系保全団体支援事業において、補助事業者の東海タナゴ研究会による不適正な会計処理により、一部の補助金が不適正に受給されていた事実が判明しましたのでお知らせします。

1. 判明の経緯

昨年6月、東海タナゴ研究会が県に提出した領収書について、その内容に疑義が生じたため、これまで研究会への聞き取りや店舗への調査を実施してきました。その結果、領収書の品目名と異なる物品、事業とは関係のない食料や嗜好品、日用品などを購入していた他、架空の日当などが計上されていたことが判明しました。

2. 不適正な受給の内容

東海タナゴ研究会は平成27年度から令和元年度までの5年間で12,021千円の事業を実施し、10,817千円の補助金が交付されましたが、調査の結果3,893千円が交付対象外であり、同研究会の自己負担を除いた2,689千円を不適正額と判断しました。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	合計(千円)
事業費	2,754	2,902	1,976	2,236	2,154	12,021
補助対象額	2,500	2,500	1,817	2,000	2,000	10,817
対象外経費	609	896	606	653	1,128	3,893
不適正額	356	494	447	417	974	2,689

○対象外経費の主な内訳

- ・領収書品目の改ざん 1,739千円
- ・活動していない人への支払いや、実際には支払っていない日当等を計上 1,830千円

3. 県の対応

- ・東海タナゴ研究会の代表を令和3年6月21日に詐欺罪で刑事告訴しました。
- ・東海タナゴ研究会に対し本日付で、不適正受給額2,689千円の返還請求を実施しました。
- ・今回の事案を踏まえて、他の生態系保全団体支援事業の補助事業者についても改めて調査するとともに、領収書に加え明細や物品の納品確認写真等、より詳しい証拠書類の提出を求めることにより再発防止に努めます。

<参考>

- 生態系保全団体支援事業（補助率：県費10/10、上限：H28まで250万円、H29以降200万円）
里地里川の生態系を復活又は保全する活動の実施団体を支援する事業
- 東海タナゴ研究会の活動概要
タナゴを中心とした身近な水環境の保全、ウシモツゴの保全・増殖、生き物観察会の実施